

年 月 日

公益財団法人 日本国際教育支援協会 理事長 殿

留学生住宅総合補償 協力校加入申込書

貴協会の実施する留学生住宅総合補償について、協力校約款及び実施要項を承諾の上、協力校として加入を申し込みます。

記

学校名			
学（校）長名			
学校種別		在籍留学生数	名
登録料振込日 ※	年 月 日	※登録料振込日は、在籍留学生が 100 名を超える場合にのみご記入ください。	
学校所在地	〒		
事務担当部署名			
事務担当者氏名			
事務担当者氏名 カナ			
電話番号			
メールアドレス			

留学生住宅総合補償協力校約款

(平成24年1月4日制定)
(平成27年1月9日改正)
(令和7年1月16日改正)

(約款の適用)

第1条 本約款は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）が留学生住宅総合補償実施要項（平成24年1月4日制定。以下「実施要項」という。）に基づいて実施する留学生住宅総合補償（以下「留補償」という。）に協力校として加入する日本国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、法務省が告示をもって定める日本語教育機関又は認定日本語教育機関（以下「学校等」という。）の権利義務を規定する。

2 この約款に定めのない事項については、実施要項によるものとする。

(登録料の納入)

第2条 学校等は、協力校加入にあたり、登録料として、50,000円を本協会に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力校加入申請時に在籍する留学生が100名以下の学校等においては、当分の間、登録料の納入を免除するものとする。

(留学生の加入)

第3条 協力校は、在籍する又は入学確実な留学生のうち、賃貸借契約を結ぶ際に連帯保証人を必要とする者を留補償に加入させることができる。

(事務処理の負担)

第4条 協力校は、在籍する留学生へ留補償の周知・加入取りまとめ・異動・事故対応等の事務取扱を別に定めるマニュアルに従って行うものとする。

(事務の便宜供与)

第5条 本協会は、前条の実施に必要な事務システム及び帳票類等を、協力校に提供する。

(協力校資格の取消)

第6条 学校等は、以下の各号に該当する場合は協力校としての資格を喪失する。

(1) 廃校等の時。

(2) 日本語教育機関において、実施要項第2条に定める日本語教育機関でなくなった時。

(3) その他本協会が、学校等及び在籍する留学生の行為が、留補償の運営に重大な支障をきたすと判断する時。

2 前項に該当する事由が生じ、学校等が協力校としての資格を喪失した場合、学校等は本協会に対して、理由の如何にかかわらず登録料の返還を請求できないものとする。

3 学校等は、第1項第1号及び第2号に該当する事由が生じた場合、速やかに本協会にその旨を伝えるものとする。

付則

この約款は、平成27年1月9日から施行する。

付則

この約款は、令和7年1月16日から施行する。

注：

1 本状の送付先は以下のとおりです。

〒 153-8503
目黒区駒場 4－5－29
公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課
TEL： 03-5454-5275

2 登録料の振込先は下記をご覧ください。

●登録料の振込先銀行口座

銀行・支店名	みずほ銀行 北沢支店
口座種別・番号	普通 8126056
口座名義	ザイ) ニホンコクサイキョウイクシエンキョウカイ
	(公財) 日本国際教育支援協会